

# 第1118回教育委員会

令和4年12月22日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について (高校教育課)
- (2) 「やまがた雪未来国スポ」シンボルマーク及びポスターについて (スポーツ保健課)

5 議 題

- 議第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について (教育政策課)
- 議第2号 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について (スポーツ保健課)
- 議第3号 山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について (生涯教育・学習振興課)
- 議第4号 山形県図書館協議会委員の任命について (生涯教育・学習振興課)
- 議第5号 教職員の人事について (教職員課)

6 閉 会

## 令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、下記のとおり対応します。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者（※）の対応について

当日、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者で、待機期間に発熱・咳等の症状があり、医師により「みなし陽性」と判断された者や、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陽性となった者は、原則として受検できない。その場合、特例措置として、小学校等の校長が作成した「調査書」を資料として選抜する。（資料1）

ただし、濃厚接触者で、抗原検査の結果が陰性の者は、別室で受検することとする。

※ 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは医療機関の判断による。

①感染者と同居している場合（例：家族等）

②感染可能期間（症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで）に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触（食事など）した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触（会議、個室での作業、車での移動等）した場合

#### 2 東桜学館中学校における感染防止対策の徹底について

受検者が安心して受検できる場を提供できるよう、東桜学館中学校の検査会場の衛生管理体制をまとめた「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン」（資料2）を策定し、感染防止対策の徹底を図る。

#### 3 受検者の感染防止対策について

東桜学館中学校を通じて、受検者及び保護者に文書を配付し、受検者の受検前までの体調管理や当日の感染防止対策の協力を依頼する。（資料3）

#### 4 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、東桜学館中学校をとおして受検者へ速やかに周知するとともに県教育庁高校教育課ホームページへ掲載する。

## 令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の特例措置による選抜に係る実施要項

山形県教育委員会

### 1 目的

令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となった志願者（下記2(1)～(5)）が、適性検査、作文及び面接を受検できなかった場合に受検機会を確保する観点から、安心して受検できる入学者選抜制度に資することを目的とする。

### 2 本実施要項において対象となる者（以下「対象者」という。）

志願している者で、以下のいずれかの理由で、適性検査等を受検できなかった者。

- (1) 令和4年12月31日（土）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、症状がある者
- (2) 令和5年1月2日（月）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定された者（無症状を含む）
- (3) 令和4年12月30日（金）以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、適性検査等実施日（以下「検査実施日」という。）も症状軽快（※1）しない者
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者（※2）のうち、検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状（※3）があり、医師により「みなし陽性」と判断された者
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうち、検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陽性である者

※1 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態をいう。

※2 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは医療機関の判断による。

ア 感染者と同居している場合（例：家族等）

イ 感染可能期間（症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで）に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触（食事など）した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触（会議、個室での作業、車での移動等）した場合

※3 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ（呼吸困難）がある、強いだるさ（倦怠感）がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状や咽頭痛が続いている、等の症状をいう。

### 3 対象者の入学者選抜に係る特例措置

「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項」等に定めるもののほか、

次のとおりとする。

(1) 適性検査等

適性検査、作文及び面接は実施しない。

(2) 選抜の方法

選抜は、山形県立東桜学館中学校の基本理念を踏まえ、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断する。

(3) 定員の取扱い

対象者については、入学定員とは別に合否を判定できるものとする。

#### 4 手続き

(1) 志願者の保護者は、本特例措置の対象者となった場合には、検査実施日（1月7日（土））の前日までに判明している場合は、1月6日（金）15時まで、検査実施日に判明した場合は、集合時刻までに、速やかに山形県立東桜学館中学校に電話で連絡すること。

(2) 志願者の保護者は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書」（別紙様式2）を、令和5年1月10日（火）正午まで、山形県立東桜学館中学校長あてに提出すること。その際、上記2の(1)～(5)のいずれかに該当することを証明する書類（医療機関から配布される書類の写し、または本県が設置する陽性者健康フォローアップセンターから送られた「登録確認通知メール」の写し）

(3) 山形県立東桜学館中学校長は、(2)の提出を受け、本特例措置の対象者として承認する場合は、高校教育課長に報告の上、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認通知書」（別紙様式3）を志願者の保護者あて送付すること。

#### 5 配慮事項

選抜に当たっては、対象者以外の受検者が入学定員を超えて入学許可予定者と判定されないようにすること。

#### 6 選抜結果の通知

選抜結果通知書は、令和5年1月13日（金）に発送する。

#### 7 その他

(1) 本実施要項は、令和5年度入学者選抜にのみ適用する。

(2) 山形県立東桜学館中学校長は、対象者の志願及び選抜結果の状況を、高校教育課長に報告しなければならない。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて更に変更して実施する場合がある。

山形県立東桜学館中学校長 殿

保護者氏名 .....

(保護者が自筆で記入してください。)

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書

令和5年度入学者選抜における特例措置を下記のとおり申請いたします。

記

- 1 受検番号 .....
- 2 志願者氏名 .....
- 3 学 校 名 ..... 立 ..... 学校
- 4 申 請 理 由 (該当する項目の番号を○で囲んでください。)
  - (1) 令和4年12月31日(土)以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、症状がある者
  - (2) 令和5年1月2日(月)以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定された者(無症状を含む)
  - (3) 令和4年12月30日(金)以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、適性検査等実施日(以下「検査実施日」という。)も症状軽快(※1)しない者
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者(※2)のうち、検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状(※3)があり、医師により「みなし陽性」と判断された者
  - (5) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうち、検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陽性である者

※1 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態をいう。

※2 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは医療機関の判断による。

ア 感染者と同居している場合(例：家族等)

イ 感染可能期間(症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで)に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触(食事など)した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触(会議、個室での作業、車での移動等)した場合

※3 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ(呼吸困難)がある、強いだるさ(倦怠感)がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状や咽頭痛が続いている、等
- 5 添 付 資 料 (該当する資料の番号を○で囲んでください。)
  - (1) 医療機関から配布される書類の写し
  - (2) 本県が設置する陽性者健康フォローアップセンターから送られた「登録確認通知メール」の写し

令和 年 月 日

保護者 ○○ ○○ 様

山形県立東桜学館中学校長 印

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、選抜結果通知書は令和5年1月13日(金)に発送します。

記

- 1 受検番号 ○○○○
- 2 志願者氏名 ○○ ○○
- 3 学校名 ○○立○○○○学校
- 4 選抜の方法 特例措置を適用して選抜する。

## 令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン

### 1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、マスクの着用、換気の徹底、三密回避、こまめな手洗い、消毒といった基本的な対策を徹底することが必要である。

受検者や検査監督者等の入選に携わる職員一人ひとりが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、検査実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、東桜学館中学校が衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。

なお、今後、状況の変化により追加的な対応等が必要となった場合は、東桜学館中学校を通じて受検者に周知するとともに、県教育庁高校教育課ホームページに掲載する。

### 2. 検査会場の衛生管理体制等の構築

東桜学館中学校においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、下記の措置を講じること。

具体的には、事前の準備、入選当日、検査終了後の三つの時点ごとに分類し、それぞれの段階で実施すること。

#### (1) 事前の準備

##### ① 検査室や面接室における座席間の距離の確保

- ・検査室において、座席は1メートル程度の間隔を確保すること。
- ・面接室において、受検者同士の座席間は、原則として1メートル程度を確保すること。また、受検者と面接委員の座席は2メートル以上の間隔を確保すること。

※ 座席の配置例については、文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（Ver. 8）を参照すること。

##### ② 別室（検査室）の確保

- ・別室1（インフルエンザ等の感染症に罹患した受検者）
- ・別室2（発熱（37.5度以上）・咳等の症状のある受検者）
- ・別室3（その他の体調不良等の受検者）
- ・別室4（新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうち、症状がなく、抗原検査で陰性の受検者）

※ 各別室において、受検者の座席は、2メートル以上の間隔を確保すること。また、別室1～4の受検者が、他の検査室の受検者とできるだけ接触しないよう配慮すること。

※ 各別室において、受検者と検査監督者は、2メートル以上の間隔を確保すること（解答用紙の回収時等は除く）。

※ 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは医療機関の判断による。

ア 感染者と同居している場合（例：家族等）

イ 感染可能期間（症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで）に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触（食事など）した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触（会議、個室での作業、車での移動等）した場合

### ③ 検査室等の消毒

受検者及び検査監督者等が安心して受検当日を迎えることができるよう、入選前日までに、大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。なお、生徒（在校生）の手洗いが適切に行われている場合は、これらの作業を省略することができる。

### ④ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査会場内においては、不織布製マスクを着用することとし、不所持者には不織布製マスクの提供を行うことができるように準備すること。また、検査会場の入口や各検査室の入口付近に速乾性アルコール製剤を配置すること。

### ⑤ 検査会場への入場方法の検討

検査会場への入場開始時間を早めることや、検査会場の入口を複数にする等、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

### ⑥ トイレの使用

入選前日までに通常の清掃活動を丁寧に行うこと。トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内図や順路等を廊下等へ掲示すること。また、換気も徹底すること。

なお、別室での受検者に対しては、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。



## ⑦ 保護者等の控室の設置

検査会場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、保護者等の控室については原則設置しないこと。ただし、保護者の付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受検者と同等の感染予防を講じること。

## ⑧ 検査監督者の感染対策等

当日の入選業務に携わる検査監督者等については、体調管理に努めるとともに、体調不良などを訴える検査監督者がいた場合に備え、代替の検査監督者等を確保すること。

## ⑨ 受検会場の下見

感染拡大防止の観点から、受検者等による事前の受検会場の下見は許可しないこと。ただし、特別な配慮を要する場合等で下見が必要であると東桜学館中学校長が判断する場合は下見を許可し、適切に対応すること。

## (2) 入選当日の対応

### ① 検査会場の入場時の対応

検査会場の入口付近が混雑しないよう、適切に誘導すること。その際、受検者から発熱（37.5 度以上）・咳等の症状の申し出があった場合は、別室2に誘導すること。

### ② マスク着用の徹底

検査会場では、昼食時を除き、不織布製マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を徹底すること。面接時においてもマスクを着用させた上で実施すること。受検監督者等についても同様である。

休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。

何らかの事情によりマスクの着用が困難な受検者については、受検者の保護者から事前に東桜学館中学校にその旨を電話にて申し出るよう周知し、別室3において受検させること。

### ③ 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者について

受検者の状況別の受検の可否やその対応等については、以下のとおりとする。

なお、抗原検査キットについては、受検者の保護者が各自で用意し、抗原検査を実施することとし、以下のB、E、F、Gに該当する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査陰性確認書」（別紙様式1）を、適性検査等実施日（以下「検査実施日」という。）に東桜学館中学校へ提出することとする。

## ア 感染者について

- A 令和4年12月30日（金）以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、かつ、症状軽快（※）後、24時間経過した場合は、通常の検査室で受検すること。
- B 令和4年12月31日（土）から令和5年1月1日（日）にウイルス検査で陽性と判定されたが、症状がない場合は、1月6日（金）の朝、受検者が各自で抗原検査を実施し陰性を確認した上で、通常の検査室で受検すること。
- C 以下に該当する受検者については、後述する「4. 新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となり入学者選抜を欠席した受検者への対応」（以下「特例措置」という。）に従うこと。
- ・令和4年12月31日（土）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、症状がある場合
  - ・令和5年1月2日（月）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定された場合（無症状を含む）
  - ・令和4年12月30日（金）以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、検査実施日も症状軽快しない場合
- ※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態をいう。

## イ 濃厚接触者について

- D 濃厚接触した感染者の発症日または家庭内感染者との最終接触日（以下「最終接触日」とする。）が、令和5年1月1日（日）以前であり、かつ症状がない場合は、通常の検査室で受検すること。
- E 最終接触日が、令和5年1月2日（月）から4日（水）の間であり、かつ症状がない場合は、最終接触日を0日目と数えて、2日、3日目に受検者が各自で抗原検査を実施し、陰性を確認した上で、通常の検査室で受検すること。
- F 最終接触日が、令和5年1月5日（木）から6日（金）の間であり、かつ症状がない場合は、検査実施日の朝、受検者が各自で抗原検査を実施し、陰性を確認した上で、別室4で受検すること。
- G 検査実施日が待機期間中で、検査実施日に発熱・咳等の症状があるものの、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陰性である場合、別室2で受検すること。
- H 以下に該当する受検者については、「特例措置」に従うこと。
- ・検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、医師により「みなし陽性」と判断された場合
  - ・検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陽性である場合

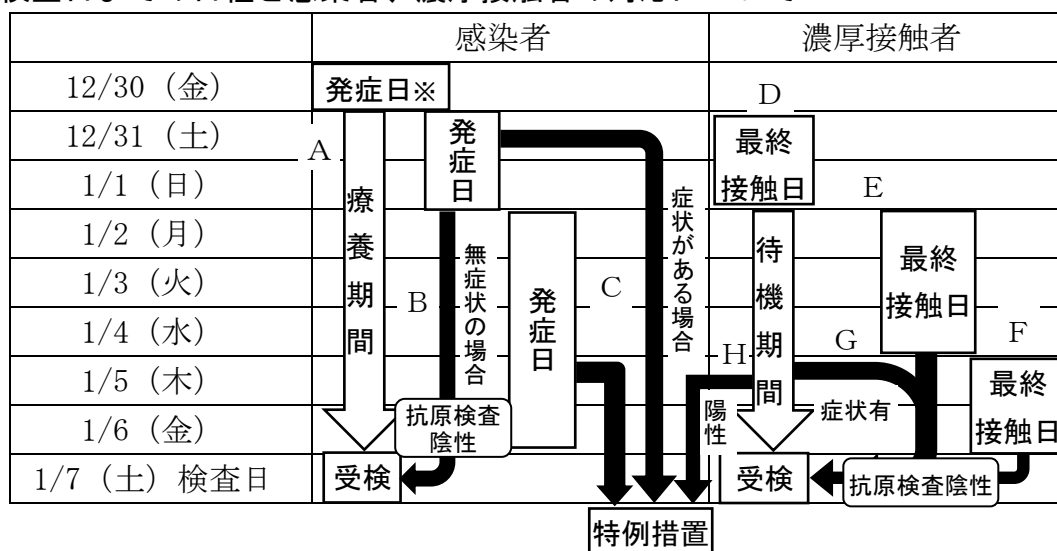
受検者の症状等に応じた受検の可否等について

受検者の症状		受検の可否	備考
感 染 者	A 検査実施日前日までに治癒した場合	通常通り 受検	
	B 令和4年12月31日(土)から令和5年1月1日(日)にウイルス検査で陽性が確認されたが、症状がなく、1月6日(金)の朝の抗原検査で陰性の場合	通常通り 受検	陰性確認 書提出
	C ・令和4年12月31日(土)以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、症状がある場合 ・令和5年1月2日(月)以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定された場合(無症状を含む) ・令和4年12月30日(金)以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、検査実施日も症状軽快しない場合	受検不可	特例措置 対象者
濃 厚 接 触 者	D 検査実施日が待機期間を既に経過した場合	通常通り 受検	
	E 最終接触日が、令和5年1月2日(月)から4日(水)の間であり、かつ症状がなく、2日、3日目の抗原検査で陰性だった場合	通常通り 受検	陰性確認 書提出
	F 最終接触日が、令和5年1月5日(木)から6日(金)の間であり、かつ症状がなく、検査実施日の朝の抗原検査で陰性の場合	別室4で 受検	陰性確認 書提出
	G 検査実施日が待機期間中で、検査実施日に発熱・咳等の症状があるものの、抗原検査の結果、陰性である場合	別室2で 受検	陰性確認 書提出
	H ・検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、医師により「みなし陽性」と判断された場合 ・検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陽性である場合	受検不可	特例措置 対象者
I インフルエンザ等の感染症に感染した場合	別室1で 受検		
J 発熱・咳等の症状(※)がある場合	別室2で 受検		
K その他(上記 I J を除く)の体調不良等の場合	別室3で 受検		

※ 発熱・咳等の症状とは、次のような症状をいう。

- (1) 発熱(37.5度以上)の症状がある。
- (2) 息苦しさ(呼吸困難)がある。
- (3) 強いだるさ(倦怠感)がある。
- (4) 味覚障害または嗅覚障害がある。
- (5) 咳の症状が続いている。
- (6) 咽頭痛が続いている。

### 検査日までの日程と感染者、濃厚接触者の対応について



※ 発症日とは、新型コロナウイルス感染症の発症日またはウイルス検査で陽性と判定された日のことをいう。

#### ④ 手洗い及び手指消毒の励行

手洗い及び検査室入口付近の速乾性アルコール製剤による手指消毒をこまめに行うように要請すること。検査監督者等についても同様とする。特に別室での受検者には、各検査終了後やトイレ使用後の手指消毒を徹底させること。

#### ⑤ 入場後及び検査開始後に発熱（37.5 度以上）・咳等の症状のある受検者への対応

入場後及び検査開始後に、発熱（37.5 度以上）・咳等の症状の申し出があった受検者がいた場合には、速やかに別室2へ移動させ、別室での受検の対応となることを案内すること。

また、通常の検査室において、入場後及び検査開始後に、激しい咳等により他の受検者の受検に影響を及ぼすと考えられる場合は、検査監督者等がその状況を校長に報告し、校長の判断の下、別室2で受検させることができること。

#### ⑥ 体調不良を訴えた検査監督者等への対応

当日の検査業務に携わる検査監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の検査監督者等と交代すること。

#### ⑦ 換気の徹底

室温が下がらない範囲で（室温は18度以上を目安とする）、2方向の窓や戸を開け、各検査終了時等1時間に1回以上の換気を徹底すること。面接室については、原則、1グループが終了するごとに、換気すること。

### ⑧ 昼食時の対応

昼食時の受検者同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、受検者には自席で食事をさせること。その際、机の移動は行わせないこと。

### ⑨ 下校時の対応

下校時に昇降口等の混雑を防ぐため、誘導員を配置するなど配慮すること。

## (3) 検査終了後

### ① 検査監督者等の健康観察

当日、入選業務に携わった検査監督者等については、毎日の検温や体調の観察を行うこと。

### ② 検査会場の机、椅子の消毒

検査終了後、換気を十分に実施するとともに、必要に応じて消毒等を実施すること。

## 3. 受検者に対する要請事項

### (1) 感染防止に向けて

検査会場における感染拡大を防止し、受検者が安心して受検できる環境を確保していくために、「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて」（資料3）を用いて、あらかじめ東桜学館中学校を通じて、受検者とその保護者に体調管理及び感染防止対策を要請するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となった受検者については、感染リスクが残存することから、東桜学館中学校までの移動について、次の①から③により、往復ともに公共交通機関の使用を控えるよう要請する。

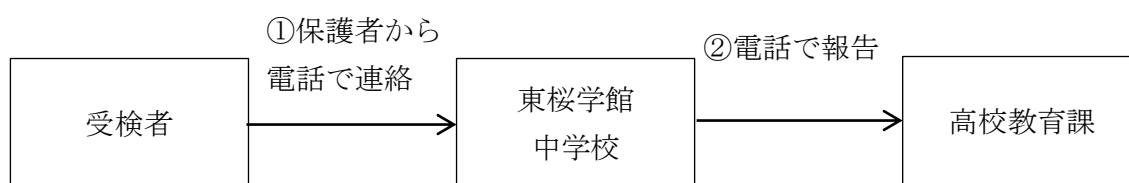
- ① 感染者で症状がある場合は発症日から10日間が経過するまで
- ② 感染者で症状がない場合は発症日から7日間が経過するまで
- ③ 濃厚接触者の場合は、最終接触日から7日間が経過するまで

### (2) 受検の可否に係る連絡について

- ① 保護者は、受検者が上記2-(2)-③に示す症状により「受検不可」または「別室で受検」となる場合、検査実施日（1月7日（土））の前日までに判明している場合は、1月6日（金）15時まで、検査実施日当日判明した場合は、集合時刻までに、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡すること。（下図の①）なお、高熱等、受検において配慮を要するような体調不良がある場合も、東桜学館中学校へ連絡すること。

- ② 東桜学館中学校長は、新型コロナウイルス感染症により「受検不可」または「別室で受検」の受検者がいる場合は、その旨を速やかに高校教育課長に電話で報告すること。（下図の②）

図 「受検不可」又は「別室で受検」の場合の連絡の流れ



#### 4. 新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となり入学者選抜を欠席した受検者への対応

志願している者が、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となったために、入学者選抜を欠席した場合は、「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の特例措置による選抜に係る実施要項」（資料1）に基づいて選抜する。

特例措置による選抜は、東桜学館中学校の基本理念を踏まえ、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断し、入学定員とは別に可否を判定できるものとする。

特例措置での選抜を希望する場合は、所定の申請書に必要な書類を添えて、令和5年1月10日（火）正午まで東桜学館中学校長あてに提出する。

東桜学館中学校長は、申請のあった者を特例措置の対象者として承認する場合は、その旨を高校教育課長に報告するとともに、対象者の保護者に連絡する。

#### 5. その他

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の取扱いが変更された場合、別途通知する。

令和 年 月 日

山形県立東桜学館中学校長 殿

保護者氏名 .....

(保護者が自筆で記入してください。)

### 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査陰性確認書

新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者となり、下記のとおり、抗原検査を実施し、陰性を確認しました。

#### 記

1 受検番号 .....

2 受検者氏名 .....

3 学校名 .....立.....学校

4 抗原検査キット購入日 令和 年 月 日 ( )

5 抗原検査陰性確認日 1回目 令和 年 月 日 ( )

2回目 令和 年 月 日 ( )

※2回目を実施する必要がある場合、記載不要

6 添付書類 (裏面に貼付願います)

- ・抗原検査キットを購入したことを証明する領収書等の写しや抗原検査キットの包装箱等

令和4年12月

受検者・保護者の皆さんへ

## 令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて

山形県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、以下の点について留意していただくとともに、受検に向けての体調管理に万全を期すようお願いします。

### 1 適性検査等実施日（以下「検査実施日」という）の前日までの体調管理等について

- (1) 毎朝の検温や健康観察の実施、手洗い、マスクの着用、換気の徹底など、感染防止対策への取組みをお願いします。
- (2) 不要不急の外出の自粛、三密を避けるなどの対策を取るようお願いします。
- (3) 発熱・咳等の症状（※）が見られる場合は、あらかじめ医療機関を受診し、医師等の指示に従ってください。

※ 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある。息苦しさ（呼吸困難）がある。強いだるさ（倦怠感）がある。味覚障害や嗅覚障害がある。咳の症状や咽頭痛が続いている。等

### 2 検査実施日の感染防止対策について

- (1) 検査会場では、不織布製マスクの着用をお願いします。なお、面接の際もマスクの着用をお願いします。なお、事情によりマスクを着用できない場合は、事前に東桜学館中学校に申し出てください。
- (2) 検査室の換気を適宜実施します。そのため、室温が低くなる場合もありますので重ね着で調整できるようにするなど、防寒対策をお願いします。
- (3) 休憩時間中、トイレの使用時及び昼食時にできる限り他者との接触、会話を控えてください。
- (4) 各検査室付近に消毒液を準備しますので、こまめに手指消毒をしてください。
- (5) 発熱・咳等の症状のある場合は、検査監督等に申し出てください。
- (6) 下校時は、昇降口の混雑を防ぐため、係の誘導に従ってください。

### 3 新型コロナウイルス感染症の感染者または感染者の濃厚接触者（※）となった場合について

※ 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは、医療機関の判断による。

ア 感染者と同居している場合（例：家族等）

イ 感染可能期間（症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで）に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触（食事など）した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触（会議、個室での作業、車での移動等）した場合



以下の表の、「受検者の症状」から「受検の可否」について確認し、「受検不可」または「別室受検」となる場合、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡してください。

なお、抗原検査については、各自で検査キットを購入して実施してください。また、新型コロナウイルス感染症の感染者で症状がある場合は、発症日または陽性と確認された日から10日間が経過するまで、感染者で無症状の場合は7日間が経過するまで、感染者の濃厚接触者の場合は7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、これらの状況に該当する受検者は、東桜学館中学校までの移動について、往復ともに公共交通機関の使用を控えてください。

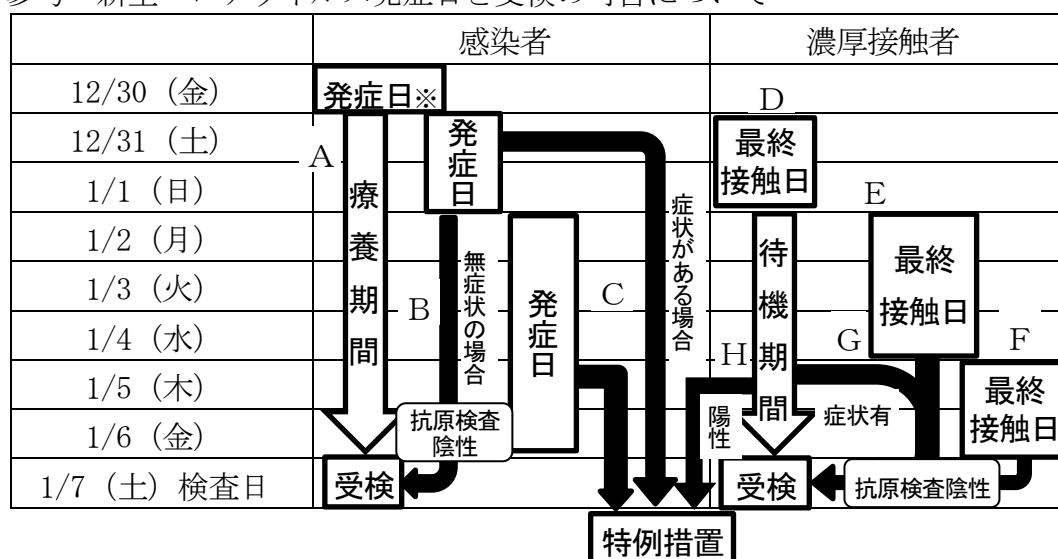
検査実施日（1月7日（土））の前日までに判明している場合は、1月6日（金）15時まで、検査実施日当日に判明した場合は、集合時刻までに、連絡してください。

受検者の症状		受検の可否	備考
感染者	A 検査実施日前日までに治癒した場合	通常通り受検	
	B 令和4年12月31日（土）から令和5年1月1日（日）にウイルス検査で陽性が確認されたが、症状がなく、1月6日（金）の朝の抗原検査で陰性の場合	通常通り受検	陰性確認書提出
	C <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年12月31日（土）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、症状がある場合</li> <li>令和5年1月2日（月）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定された場合（無症状を含む）</li> <li>令和4年12月30日（金）以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、検査実施日も症状軽快（※）しない場合</li> </ul>	受検不可	特例措置対象者（4を参照）
濃厚接触者	D 検査実施日が待機期間を既に経過した場合	通常通り受検	
	E 最終接触日が、令和5年1月2日（月）から4日（水）の間であり、かつ症状がなく、2日、3日目の抗原検査で陰性だった場合	通常通り受検	陰性確認書提出
	F 最終接触日が、令和5年1月5日（木）から6日（金）の間であり、かつ症状がなく、検査実施日の朝の抗原検査で陰性の場合	別室4で受検	陰性確認書提出
	G 検査実施日が待機期間中で、検査実施日に発熱・咳等の症状があるものの、抗原検査の結果、陰性である場合	別室2で受検	陰性確認書提出
H <ul style="list-style-type: none"> <li>検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、医師により「みなし陽性」と判断された場合</li> <li>検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陽性である場合</li> </ul>	受検不可	特例措置対象者（4を参照）	

I インフルエンザ等の感染症に感染した場合	別室1で 受検	
J 発熱・咳等の症状がある場合	別室2で 受検	
K その他（上記 I J を除く）の体調不良等の場合	別室3で 受検	

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態をいう。

#### 参考 新型コロナウイルス発症日と受検の可否について



※ 発症日とは、新型コロナウイルス感染症の発症日またはウイルス検査で陽性と判定された日のことをいう。

上記表のB、E、F、Gに該当する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査陰性確認書」（別紙様式1）に記載の上、検査実施日に東桜学館中学校へ提出してください。

#### 4 受検者の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者で検査実施日に欠席した受検者（3の表のC、Hに該当する受検者）については、「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の特例措置による選抜に係る実施要項」に基づき選抜を実施します。

選抜の方法については、東桜学館中学校の基本理念を踏まえ、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断し、入学定員とは別に可否を判定します。

特例措置による選抜を志願する者の保護者は、以下に従い対応してください。

- 提出物 ①「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書」（別紙様式2）
- ②「志願する者が特例措置に該当することを証明する書類（※）」

※ 医療機関から配布される書類、または本県が設置する陽性者健康フォローアップセンターから送られた「登録確認通知メール」の写し

○提出期限 令和5年1月10日（火）正午

○提出先 山形県立東桜学館中学校長

○その他 ①特例措置の対象者として承認された場合は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認通知書」が送付されます。

②選抜結果通知書は、令和5年1月13日（金）に発送します。

## 5 当日、発熱・咳等の症状のある場合について

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（3の表のC、Hの受検者）に該当せず、発熱・咳等の症状があったり、インフルエンザ等に罹患している場合は、別室で受検することになります。この場合、保護者は、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡をしてください。

また、受検に配慮が必要となった場合にも、速やかに東桜学館学館中学校に電話で連絡をしてください。

## 6 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、山形県教育庁高校教育課の以下のサイトに掲載します。

<山形県教育庁高校教育課 令和5年度県立中学校入学者選抜情報>

<https://www.pref.yamagata.jp/700013/koko/21210901r5tououtyuu.html>



一瞬の風になり叶えよ君の夢

# やまがた雪未来国スポ

## シンボルマーク、公式ポスター図案について

第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会「やまがた雪未来国スポ」のシンボルマークと公式ポスターについて、このたび次のとおり決定しました。

### 1 シンボルマーク

<最優秀賞>



山形県を印象付ける山を大きく配置し、流れるようなスピード感とシュプールや風をイメージした曲線で冬季大会らしさを表現しました。

中央に配した雪の結晶は、選手たちの輝きやそこに集う人々の一体感を表しています。

#### 【作者】

すがの かおる  
菅野 薫 さん（山形県山辺町）

#### ◆募集概要

- ・募集期間：令和4年6月27日（月）～8月12日（金）
- ・応募総数：178点

#### ◆表彰式

- ・12月26日（木）午後1時40分～ 県庁5階 知事室。

#### ◆活用方法

「やまがた雪未来国スポ」を象徴するイメージとして、各種PRグッズへの使用や、ポスターやのぼり旗等への掲載等により広報活動に活用し、本大会を「山形の魅力を全国に発信する大会」として広くPRする。

#### 【大会情報】

会期：令和6年2月21日（水）～24日（土）

ジャイアントスラローム	赤倉温泉スキー場
クロスカントリー	上山・坊平高原クロスカントリー競技場
スペシャルジャンプ	アリオンテック蔵王シャンツェ
コンバインド	アリオンテック蔵王シャンツェ、 上山・坊平高原クロスカントリー競技場

## 2 公式ポスター図案



一瞬の風になり叶えよ君の夢



第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会  
やまがた雪未来 国スポ

2024.2.21<sub>水</sub> - 24<sub>土</sub> 【会場】山形県山形市、上山市、最上町



美しい雪景色の中を風のように駆け抜け、夢や未来に向かって大会に臨む選手たちの雄姿を、華やかで近未来的なクリスタル調のデザインで表現しました。躍動感のあるイラストで大会の臨場感を伝えるとともに、大会開催への期待を高めます。

## 議第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見  
に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 12 月定例会に提案された下記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

### 記

令和 4 年度山形県一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会に関する事務に係る部分

### 提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 4 年 12 月 22 日提出

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

## 令和4年度12月補正予算(追加提案)の概要

### 1 総括表

(単位：千円)

区分	補正前の額(※) A	12月補正額(追加) B	合計 A+B
人件費	91,638,131	0	91,638,131
一般行政費	7,613,146	156,870	7,770,016
投資的経費	2,930,288	0	2,930,288
合計	102,181,565	156,870	102,338,435

※12月補正冒頭提案を含む

### 2 補正予算の概要(主なもの)

(単位：千円)

事項名	補正額	概要
県立学校における保健衛生用品や換気用備品の購入等	153,450	○県立学校に保健衛生用品（消毒液、抗原検査キット等）や換気用備品（サーキュレーター、CO2モニター等）を整備するもの  ※繰越明許費を併せて設定
送迎バスへの置き去り防止のためのブザー等安全装置の設置	3,420	○県立特別支援学校及び青少年教育施設が所有するバスにブザー等の安全装置を設置するもの

## 議第 2 号

### 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称 山形県体育館及び山形県武道館
- 2 指定する団体 山形市長苗代61番地  
公益財団法人山形市スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 提 案 理 由

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を指定するため提案するものである。

令和4年12月22日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹



## 議第 3 号

### 山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称 山形県飯豊少年自然の家
- 2 指定する団体 西置賜郡飯豊町大字添川 3020 番地 5  
株式会社飯豊町地域振興公社
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### 提 案 理 由

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

令和 4 年 12 月 22 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹